

習志野市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

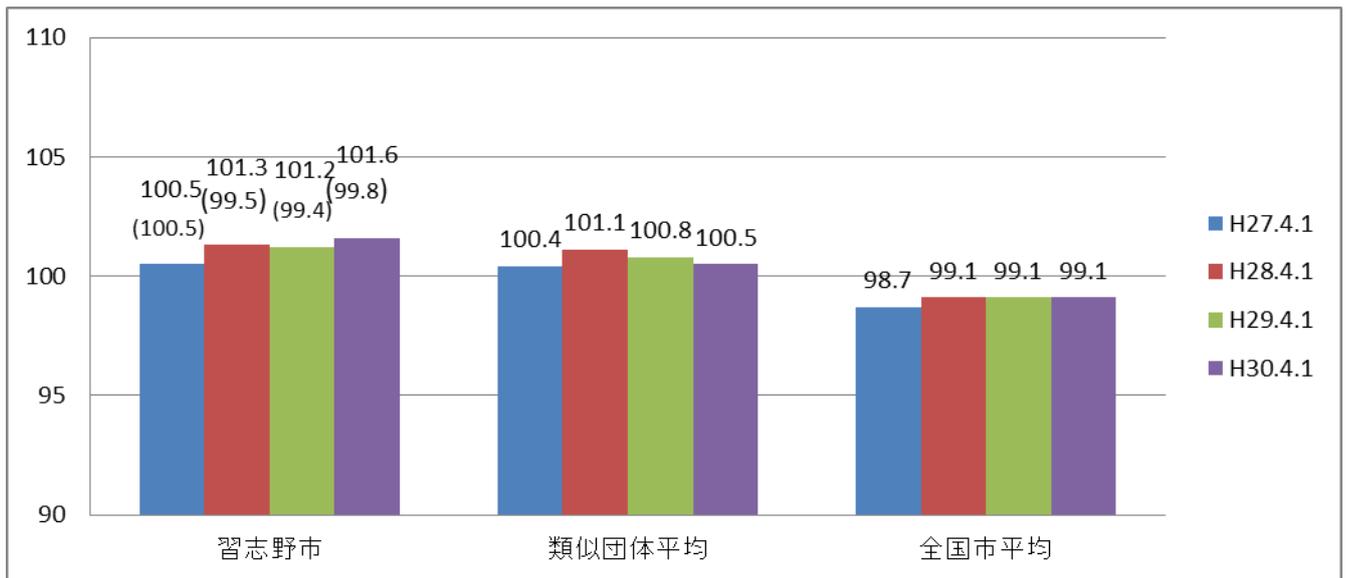
区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 172,632	千円 56,665,812	千円 2,318,842	千円 11,214,704	% 19.8	% 18.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 1,261	千円 4,656,396	千円 1,644,588	千円 2,020,200	千円 8,321,184	千円 6,599	千円 6,599

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市の年齢構成が国より若く、経験年数の若い職員の昇格時期が早くなっていること、人材確保の観点から初任給が国より4号給高いこと及び、国と違い学歴(高卒・短大卒)による昇格の差がないこと等が、本市のラスパイレス指数を押し上げていると考えております。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
30年度	円 411,595	円 410,940	655円 (0.16%)	% 0.2	% 0.2	% 0.2

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
30年度	月 4.45	月 4.4	月 0.05	月 0.05	月 4.45	月 4.45

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 【施行日】平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。施行後、人事院勧告を受け、平成29年4月1日に0.2%引上げの遡及適用を実施した。

また、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表(教育職)については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準 15% に対し、習志野市においては 13% を支給。

（実施時期） 平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成 30 年 4 月 1 日時点は 13%。

（参考）

	平成 28 年度の 支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成 29 年度の 支給割合
国基準による支給割合	15%	15%	15%
習志野市の支給割合	13%	15%	13%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
習志野市	39.8 歳	308,852 円	432,481 円	376,656 円
千葉県	41.3 歳	312,096 円	405,061 円	365,204 円
国	43.6 歳	329,845 円	410,940 円	—
類似団体	41.5 歳	317,123 円	418,929 円	377,574 円

② 技能労務職

・技能労務職		(平成30年4月1日現在)			
区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)
習志野市	52.9歳	74人	343,081円	418,881円	399,980円
うち清掃職員	50.3歳	18人	351,267円	457,435円	414,884円
うち給食調理員	52.8歳	16人	343,706円	403,200円	399,219円
うち用務員	57.3歳	9人	337,356円	404,734円	393,345円
うち自動車運転手	55.1歳	2人	307,800円	434,700円	361,900円
国	50.7歳	2,553人	286,817円	328,637円	—

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
習志野市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	45.7歳	293.0千円	1.56
うち給食調理員	調理士	43.3歳	258.8千円	1.56
うち用務員	用務員	55.1歳	207.3千円	1.95
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	58.8歳	239.2千円	1.82

・ 民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査のデータを使用(平成27年度～29年度の3カ年平均)

・ 技能労務職の職種と民間の類似職種の比較では、本市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイトや派遣職員等も含んでおり、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態等が一致していないため、単純に比較することはできない。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
習志野市	42.3歳	328,824円	423,284円
千葉県	44.3歳	358,243円	432,905円
類似団体	42.9歳	370,285円	454,440円

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区分		習志野市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	185,800円	185,800円	179,200円
	高校卒	151,500円	151,500円	147,100円
技能労務職	高校卒	149,200円	149,200円	
高校教育職	大学卒	208,000円	208,000円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（30年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
全職員	大学卒	271,540 円	312,175 円	366,565 円
	高校卒	230,120 円	264,017 円	308,367 円
一般行政職	大学卒	265,506 円	310,355 円	370,400 円
	高校卒	— (※) 円	258,100 円	— (※) 円
技能労務職		— (※) 円	— (※) 円	— (※) 円
教育職	大学卒	289,533 円	— (※) 円	380,000 円

(※)該当する職員が0名又は1名のため表示していない。

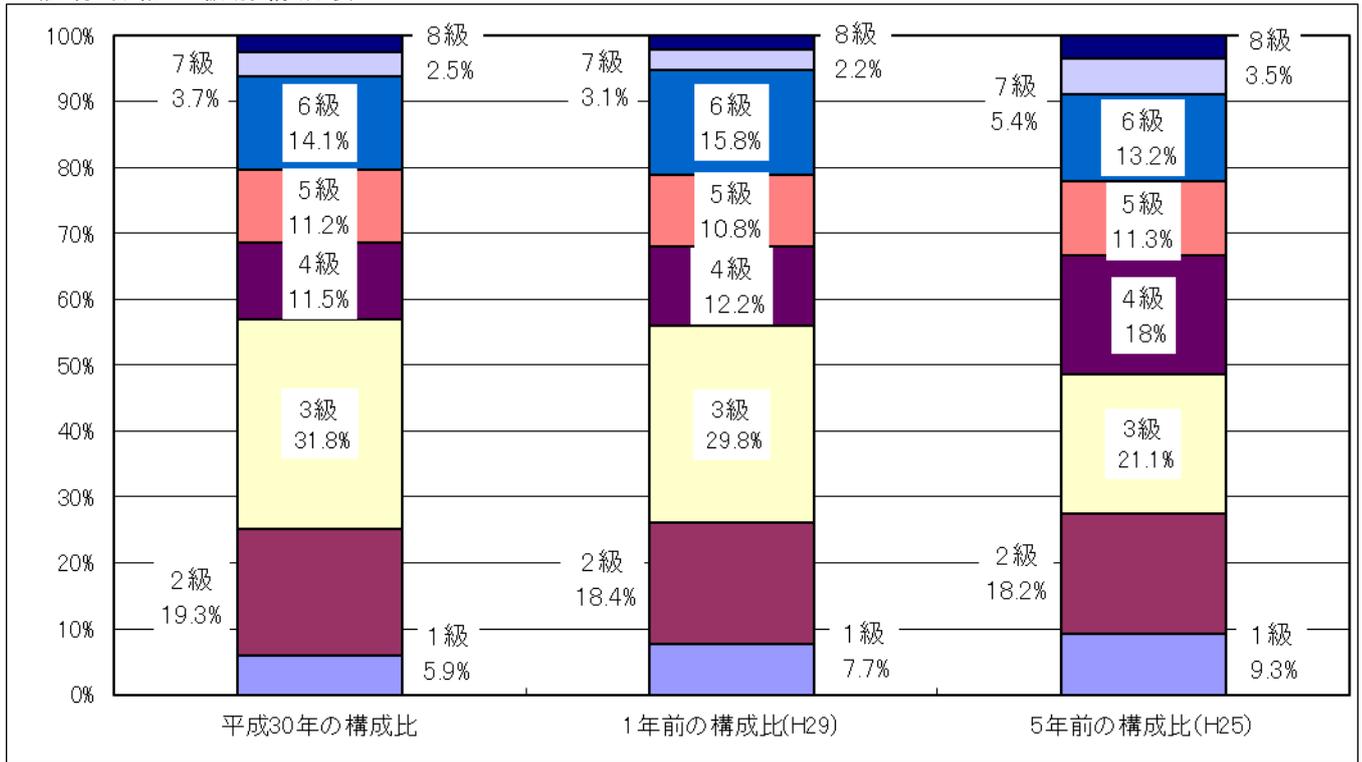
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
8 級	部長	15人	2.5%	408,100円	469,800円
7 級	次長	22人	3.7%	362,900円	446,100円
6 級	課長	84人	14.1%	319,200円	411,800円
5 級	係長・主査	67人	11.2%	288,900円	395,400円
4 級	係長・主査	69人	11.5%	263,000円	385,100円
3 級	副主査・主任主事・主任 技師	190人	31.8%	230,000円	352,400円
2 級	主事・技師	115人	19.3%	180,500円	293,400円
1 級	主事補・技師補	35人	5.9%	144,100円	247,600円

- (注) 1 習志野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職の級別構成表



(2) 昇給への人事評価の活用状況（習志野市）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和元年度 (全管理職員対象)			

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

習志野市	千葉県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,530千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,755千円	—
（29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分 （1.45）月分 （0.85）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%・25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（習志野市）

平成30年度中における運用	管理職員（注）		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率	○	○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期				

（注）管理職員は、7級以上の職員（令和元年度から全管理職員が対象）

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

習志野市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～30%）			定年前早期退職特例措置（2～45%）		
1人当たり平均支給額（平成29年度決算）					
自己都合	3,032千円				
勸奨	17,372千円				
定年	21,953千円				

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		712,849千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		500,948円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全域	13%	1,423人	15%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		99.8 (101.6)	

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数 × （1 + 当該団体の地域手当支給率） / （1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		22,944千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		67,087円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		25.6%		
手当の種類（手当数）		17		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （29年度決算）	左記職員に対する支給 単価
災害出動手当	業務に従事した職員	災害発生に係る措置 及び復旧作業	99 千円	1日につき1,700円
消防業務手当	消防本部の職員	救急業務及び火災 現場における消火 作業等	6,046 千円	1回につき200円～ 510円
薬剤散布作業 手当	業務に従事した職 員	薬剤の散布作業	0千円	1日につき250円
路上作業手当	都市整備部の職員 等	道路の舗装及び補 修作業	57千円	1日につき200円
葬祭事業手当	社会福祉課の職員	葬祭業務	117千円	1件につき450円
行旅死病人取 扱手当	保健福祉部の職員	行旅死病人の処理 又は収容の作業	0千円	1件につき1,000円 ～3,000円
し尿処理作業 手当	クリーンセンター 及び津田沼浄化セ ンターに勤務する 職員	し尿の収集、運搬 作業及びし尿処理 施設でし尿の処理 作業	0千円	1日につき500円
ごみ処理作業 手当	クリーンセンター に勤務する職員	ごみの収集、運搬、処理 作業及びごみ処理作業	1,574 千円	1日につき400円
下水処理作業 手当	下水道課及び道路 交通課に勤務する 職員	下水の管渠及び側 溝の清掃作業	402千円	1日につき350円～ 400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給 単価
犬、ねこ等死体 処理作業手当	クリーンセンター に勤務する職員	犬、ねこその他動 物の死体の処理作 業	155千円	1回につき200円
ケースワーカー 手当	保健福祉部及びこ ども部に勤務する 職員	ケースワーカーと しての業務	1,706 千円	1月につき3,500円
整理手当	業務に従事した職 員	市税及び税外収入 の滞納分の徴収又 は滞納処分	18千円	1日につき170円～ 300円
用地交渉手当	財産管理課、市街 地整備課、下水道 課に勤務する職員	公共用地取得のた めに行う交渉及び 補償交渉	10千円	1日につき100円～1 20円
防疫手当	業務に従事した職 員	感染症の防疫作業	0千円	1日につき300円
施設管理者 手当	法令又は条例、規 則に定められた施 設等の管理者	法令又は条例、規 則に定められた施 設等の管理業務	458千円	1月につき1,500円 ～2,000円
教員特殊業務 手当	教育職員	教育職員が従事す る非常災害等の緊 急業務	12,025 千円	1日につき2,400円 ～6,400円
教員業務連絡 指導手当	教育職員のうち教 務主任、学年主任 等	高等学校に勤務す る職員が従事する 教務その他の教育 に関する業務につ いての連絡調整及 び指導助言等	277千円	1日につき200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	601,283千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	522千円
支給職員一人当たりの平均支給年額 (29年度決算)	520千円
支給実績 (28年度決算)	614,363千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	533千円
支給職員一人当たりの平均支給年額 (28年度決算)	599千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。(企業局除く)

(6) その他の手当（30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	・配偶者6,500円 ・配偶者以外の扶養親族で子の場合 1人 10,000円 ・上記以外 1人 6,500円 ・16歳から22歳までの子等 1人 5,000円を加算	同じ		120,082 千円	215,201円
住居手当	・借家の場合 (家賃12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じ27,000円を限度に支給	同じ		88,831 千円	266,759円
通勤手当	・電車・バスを利用する場合、交通機関が発行している最も長い通用期間の定期代相当額を全額支給 ・乗用車等を使用する場合、使用距離に応じて2,000円～38,400円	異なる	国)交通機関：55,000/月が支給上限 交通用具使用者：使用距離に応じて2,000円～31,600円	119,412 千円	89,851円
単身赴任手当	・官署を異にする移動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する事を常況とする職員等に支給	同じ		無	無
休日勤務手当	・休日における正規の勤務時間中に勤務する事命ぜられた職員に支給	同じ		61,123 千円	153,575円
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として深夜に勤務する職員に支給	同じ		10,307 千円	60,986円
宿日直手当	・宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給	同じ		479千円	79,800円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員のうち、官職応じて37,000円～82,200円/月	同じ		133,293 千円	518,650円
管理職員特別勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により平日深夜及び、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給。官職に応じて4,000円～12,000円/回	異なる	官職に応じて6,000円～12,000円/回	1,668千円	75,818円
義務教育等教員特別手当	・教育職員について職務の級及び号給に応じて支給			4,006千円	52,028円
災害派遣手当	・災害応急対策又は災害普及のために派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在することを要する場合に支給			無	無
武力攻撃災害等派遣手当	・国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在することを要する場合に支給			無	無
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	・新型インフルエンザ等緊急事態措置のために派遣された職員が住所又は居所を離れ本市区域内に対する事を要する場合に支給			無	無

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	950,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,130,000円/792,000円	
	副 市 町 村 長	810,000 円	930,000円/675,800円	
報 酬	議 長	540,000 円	724,000円/463,000円	
	副 議 長	500,000 円	660,000円/420,000円	
	議 員	480,000 円	606,000円/400,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(30年度支給割合) 4.4月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合) 4.4月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 95万円×在職月数×45/100	(1期の手当額) 2,052万円	(支給時期) 任期毎
	副 市 町 村 長	81万円×在職月数×25/100	972万円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

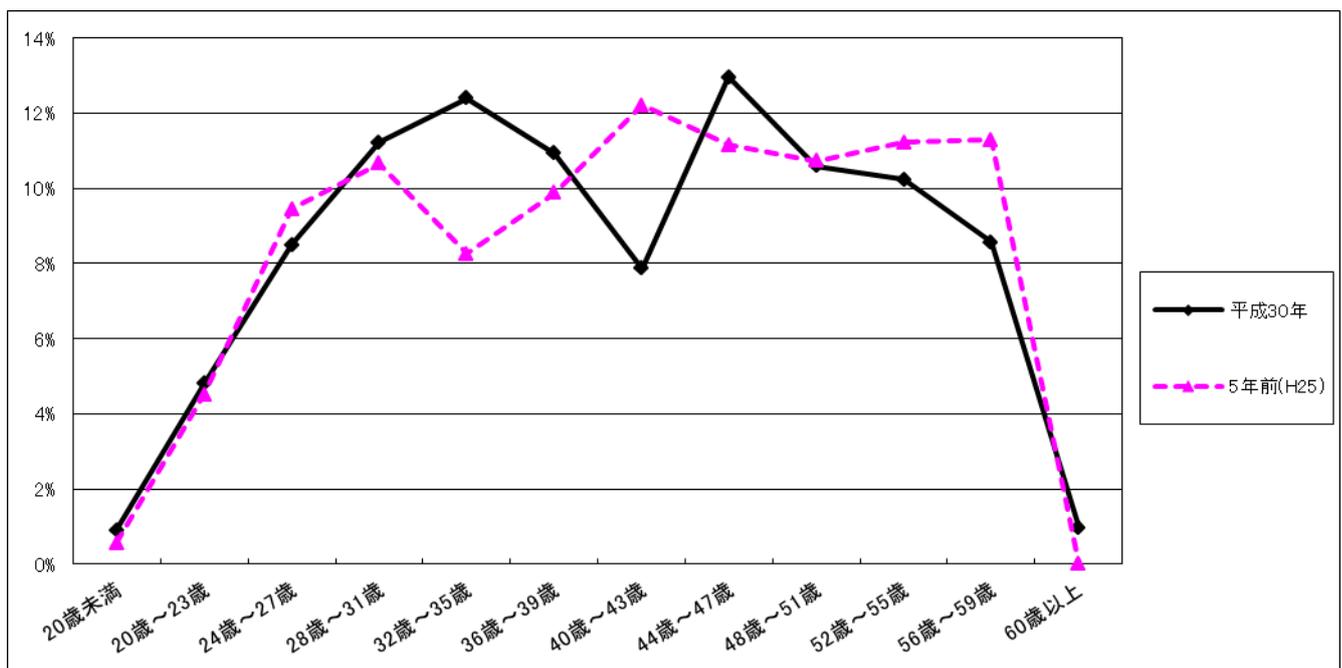
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年	主な増減要因	
		平成30年	平成29年	増減数		
普通会計部門	一般行政部門	議会	10	10	0	
		総務企画	158	159	△1	欠員不補充
		税務	56	55	1	業務増対応
		民生	302	298	4	保育士の増員
		衛生	95	96	△1	欠員不補充
		労働	0	0	0	
		農林水産	5	5	0	
		商工	10	9	1	業務増対応
		土木	112	112	0	
		小計	748	744	4	
	教育部門	312	315	△3	欠員不補充	
	消防部門	206	202	4	欠員補充	
	小計	1,266	1,261	5		
会営企業等	水道	30	30	0		
	下水道	25	25	0		
	その他	114	107	7	欠員補充	
	小計	169	162	7		
合計		1,435	1,423	12	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.2人	
		【1,837】	【1,837】	【0】		

(注)	・職員数は、教育長を除く一般職に属する職員数
	・【 】内は、条例定数の合計
	・平成30年3月31日時点住民基本台帳人口172,483人

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	9	61	133	168	175	126	138	168	161	142	130	12	1,423

(3) 職員数の推移

部門別	年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間の増減率(率)
一般行政		776	792	806	809	744	748	△ 28 (-3.8%)
教育		277	273	253	248	315	312	35 (12.6%)
消防		204	206	205	205	202	206	2 (1.0%)
普通会計計		1,257	1,271	1,264	1,262	1,261	1,266	9 (0.7%)
公営企業等会計計		160	161	161	163	162	169	9 (0.6%)
総合計		1,417	1,432	1,425	1,425	1,423	1,435	18 (1.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) ガス事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

(税抜)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	5,926,844千円	322,237千円	582,414千円	9.8 %	11.8 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 46,325 千円を含まない。

(税込)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	62人	千円 255,694	千円 93,604	千円 77,983	千円 427,281	千円 6,892	千円 6,296

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
企業局	43.7 歳	389,025 円	558,535 円
市町村平均	43.9 歳	346,854円	526,491円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業局	
1人当たり平均支給額 (29年度)	
1,739	千円
(29年度支給割合)	
期末手当 2.6 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

企業局			
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
勤続35年	41.325月分	49.59月分	
最高限度額	49.59月分	49.59月分	
その他の加算措置			
（定年前早期退職特例措置 2～30%）			
1人当たり平均支給額	22,562千円	90,248千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			34,252千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			552,452円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全域	13%	62人	13%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		2,549千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		41,118円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		63.8%		
手当の種類（手当数）		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給 単価
災害出動手当	業務に従事した職員	災害発生に係る措置及び復旧作業	千円 64	1回につき1,700円 または1,000円
特殊作業手当	業務に従事した職員	特殊作業運転、操作及び掘削作業	千円 0	1日につき400円
未納整理手当	業務に従事した職員	未納料金等の徴収業務	千円 0	1日につき300円
供給停止手当	業務に従事した職員	ガスの供給停止業務	千円 0	1日につき300円
交替勤務手当	交替勤務職員	第2直勤務	千円 1,693	勤務1回につき4,200円
施設管理者等手当	法令又は条例、規則に定められた施設等の管理者	法令又は条例、規則に定められた施設等の管理業務	千円 793	1月につき1,500円～ 10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	25,968	千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	530	千円
支給実績（28年度決算）	26,604	千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	484	千円

（注） 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・配偶者、子以外の扶養親族 1人 6,500円 ・16歳から22歳までの子等 1人 5,000円を加算	同じ		千円 8,128	円 246,303
住居手当	・借家の場合（家賃12,000円を超える場合に限り）家賃の額に応じ27,000円を限度に支給	同じ		千円 4,210	円 300,686
通勤手当	・電車・バスを利用する場合、交通機関が発行している最も長い通用期間の定期代相当額を全額支給 ・乗用車等を使用する場合、使用距離に応じて2,000円～38,400円	同じ		千円 4,972	円 82,864
単身赴任手当	・官署を異にする移動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する事を常況とする職員等に支給	同じ		無	無
休日勤務手当	・休日における正規の勤務時間中に勤務する事命ぜられた職員に支給	同じ		千円 1,770	円 110,617

夜間勤務手当	・正規の勤務時間として深夜に勤務する職員に支給	同じ		千円 1,305	円 163,139
宿日直手当	・宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給	同じ		千円 1,757	円 28,800
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員のうち、官職応じて33,700円～82,200円/月	同じ		千円 8,295	円 638,093
管理職員特別勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給。官職に応じて4,000円～12,000円/回	同じ		千円 0	円 0

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

(税抜)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	1,790,181千円	420,670千円	242,881千円	13.5 %	15.8 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 20,224 千円を含まない。

(税込)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	30人	千円 114,028	千円 48,173	千円 34,531	千円 196,732	千円 6,558	千円 6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
企業局	40.5歳	370,432円	545,937円
市町村団体	44.2歳	341,066円	511,425円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業局	
1人当たり平均支給額（29年度）	
1,657	千円
（29年度支給割合）	
期末手当 2.6月分 （1.45）月分	勤勉手当 1.80月分 （0.85）月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

企業局		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
（定年前早期退職特例措置 2～30%）		
1人当たり平均支給額	0千円	0千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。（退職者なし）

ウ 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		15,808千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		526,918円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全域	13%	30人	13%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			238 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			7,943 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）			75 %	
手当の種類（手当数）			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給 単価
災害出動手当	業務に従事した職員	災害発生に係る措置及び復旧作業	千円 43	1回につき1,700円 または1,000円
特殊作業手当	業務に従事した職員	特殊作業運転、操作及び掘削作業	千円 0	1日につき400円
未納整理手当	業務に従事した職員	未納料金等の徴収業務	千円 0	1日につき300円
供給停止手当	業務に従事した職員	給水停止業務	千円 0	1日につき300円
交替勤務手当	交替勤務職員	第2直勤務	千円 0	勤務1回につき4,200円
施設管理者等手当	法令又は条例、規則に定められた施設等の管理者	法令又は条例、規則に定められた施設等の管理業務	千円 195	1月につき1,500円～ 10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	18,854 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	786 千円
支給実績（28年度決算）	16,998 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	654 千円

（注）1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・配偶者、子以外の扶養親族 1人 6,500円 ・16歳から22歳までの子等 1人 5,000円を加算	同じ		千円 3,112	円 183,059

住居手当	・借家の場合 (家賃12,000円を超える場合に限る)家賃の額に応じ27,000円を限度に支給	同じ		千円 2,958	円 295,800
通勤手当	・電車・バスを利用する場合、交通機関が発行している最も長い通用期間の定期代相当額を全額支給 ・乗用車等を使用する場合、使用距離に応じて2,000円～38,400円	同じ		千円 2,438	円 90,296
単身赴任手当	・官署を異にする移動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する事を常況とする職員等に支給	同じ		無	無
休日勤務手当	・休日における正規の勤務時間中に勤務する事命ぜられた職員に支給	同じ		千円 98	円 10,918
宿日直手当	・宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給	同じ		千円 0	円 0
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員のうち、官職応じて33,700円～82,200円/月	同じ		千円 4,048	円 674,742
管理職員特別勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給。官職に応じて4,000円～12,000円/回	同じ		千円 16	円 8,000